

南大隅町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



鹿児島県南大隅町

目 次

第1章 基本的な事項

1. 南大隅町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

- ①自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ②歴史的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ③社会的、経済的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 南大隅町における過疎の状況

- ①人口等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②旧過疎法に基づくこれまでの対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③現在の課題、今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(3) 南大隅町の社会経済的発展の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(2) 産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 行財政及び公共施設の状況

(1) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 主要公共施設等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4. 地域の持続的発展の基本方針

- ①活力ある産業と交流のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ②思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ③誇りのもてる教育・文化のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ④自然環境と共生する安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ⑤効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 10

5. 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

6. 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

8. 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

9. SDGs（持続可能な開発目標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

2. その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3. 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

4. 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

2. その対策	17
3. 計画	19
4. 産業振興促進事項	20
5. 公共施設等総合管理計画等との整合	20

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点	22
2. その対策	22
3. 計画	23
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	24

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点	25
2. その対策	25
3. 計画	26
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	27

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点	28
2. その対策	29
3. 計画	30
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	31

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点	32
2. その対策	32
3. 計画	33
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	35

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点	36
2. その対策	36
3. 計画	37
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	38

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点	39
2. その対策	39
3. 計画	40
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	41

第10章 集落の整備

- 1. 現況と問題点 4 2
- 2. その対策 4 2
- 3. 計画 4 2
- 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 3

第11章 地域文化の振興等

- 1. 現況と問題点 4 4
- 2. その対策 4 4
- 3. 計画 4 4
- 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 4

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

- 1. 現況と問題点 4 5
- 2. その対策 4 5
- 3. 計画 4 5
- 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 5

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- 1. 現況と問題点 4 6
- 2. その対策 4 6
- 3. 計画 4 6
- 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 7

(添付) 事業計画 (令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 4 8

第1章 基本的な事項

1. 南大隅町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

①自然的条件

南大隅町は、旧根占町と旧佐多町が平成17年3月31日に合併し16年が経過した。

雄大な自然を活かし、心の豊かさを求め、新たな発展を目指す町として誕生した本町は、鹿児島県大隅半島の最南端に位置し、総面積213.57km²、人口7,542人（平成27年度国勢調査）の町である。東は太平洋に面し、種子島、屋久島を遙かに望み西は東シナ海に続き鹿児島湾に沿い、南薩方面に相対している。

本町の地形は、最高峰の稲尾岳（959m）が町境に、また、野首岳（897m）・木場岳（891m）・辻岳（773m）等がそびえ、花ノ木・横別府・辺田別府及び大中尾の台地など一般的に高いところが多く、標高200mから500mの山間盆地や太平洋側から鹿児島湾の海岸線沿いに大半の集落が散在している。

また、東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、山岳地帯から花崗岩地帯をぬいつつ、根占地区の中心部を流れる2級河川「雄川」をはじめ数十の溪流が町の穀物地帯を潤している。

山林は海岸地帯まで迫り、耕地は山間部に多く、土壌も花崗岩、シラス地帯が多い。

気候は、大隅海峡を流れる黒潮の影響もあるため、高温多湿の気候条件にあり、海岸線一帯の無霜地帯では亜熱帯性の植生も見られるなど自然環境に恵まれた地であり、鹿児島湾沿いの根占塩入から佐多岬一帯までと雄川の渓谷は「霧島錦江湾国立公園」に指定され、また、佐多外之浦から内之浦までの太平洋側一帯は「大隅南部県立自然公園」に指定されている。

②歴史的条件

本町では縄文時代の土器が発見されており、温暖な気候の下で、この頃すでに人々が居住していたことを物語っている。また、平安時代から藩政時代までは禰寝院に属し、その後は島津藩の直轄地として発展した。

廃藩置県で生まれた旧村は、明治の大合併により小根占村、佐多村となり、その後、昭和16年に根占、昭和22年に佐多がそれぞれ町制施行している。また、昭和25年には猪鹿倉集落が根占町から田代村へ編入されたが昭和の大合併は経験していない。

平成17年3月31日、平成の大合併により、「根占町」「佐多町」の2町が新設合併して南大隅町が設置された。

③社会的、経済的条件

本町は大隅半島の最南端に位置し、鹿児島市、鹿児島空港、志布志港等の拠点に遠く、東九州自動車道鹿屋串良JCTと本町を結び、広域道の柱として期待される大隅縦貫道は、防災、医療、観光等の分野においても重要な役割を担う地域高規格道路であることから、早期の完全整備が望まれている。

また、海の国道としての役割をもつ「山川・根占航路」においても、山川・根占航路運航推進協議会を中心にして、両半島を結ぶ生活航路・物流・観光面からも重要な航路として位置付けられている。

本町は農業・畜産業・水産業を柱とした第一次産業を基幹産業としながら、観光地「佐多岬」を擁しており、平成 24 年 10 月、旧佐多岬ロードパークが無料化となり、その後、国や県と連携を図りながら佐多岬の観光開発に向けた整備が進められ、平成 31 年 3 月、佐多岬はグランドオープンし、大隅半島、ひいては鹿児島県の観光振興において魅力ある観光資源として位置付けられ、受け入れ体制も含めた観光地づくりが進められている。

町土の 78%以上が森林面積という特殊性から、土地利用での制約を必然的に受けており、農業所得向上の厚い壁になっている。また豊富な漁場を持ちながら漁業経営が低迷し、沿岸漁業のみの形態にあるが、捕る漁業から育てる漁業へ移行されてきており、販路拡大も含めた対策が求められている。

(2) 南大隅町における過疎の状況

①人口等の動向

国勢調査における本町の人口は、根占地区においては昭和 30 年の 13,589 人、佐多地区においては昭和 25 年の 11,494 人をピークに減少が続いている。

人口減少率は、昭和 35 年から昭和 50 年で 32.8%の減、昭和 50 年から平成 2 年で 21.9%の減、平成 2 年から平成 17 年で 21.0%の減、平成 17 年から平成 27 年で 23.8%の減となっている。また、高齢化率については、年々上昇する一方で、平成 27 年度では 45.6%と県内で最も高くなっている。

人口の流出は、わが国の高度経済成長を迎えた昭和 35 年頃から青壮年層を中心に都市部への流出が続き、出生率の低下を招くとともに高齢化進行の大きな要因となっている。また、青壮年の町外流出は、後継者等で残っている青壮年の結婚問題にも大きな影響を与えており、独身者の増加等に対する結婚対策も大きな課題となっている。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは、就業の場の不足である。基幹産業である農業においては、土地基盤整備等の遅れによる収益が伸び悩み、農産物の価格低迷や燃料の高騰などを背景に、深刻な後継者不足が生じてきている。企業誘致も本町においては立地条件が悪く、大企業の進出が見込めず過疎化が進行している。

②旧過疎法に基づくこれまでの対策

平成 27 年度から「南大隅町第 2 次総合振興計画」や「南大隅町過疎地域自立促進計画（平成 22～令和 2 年度）」に基づき、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を目標として、産業振興等の施策による雇用の場の創出や、子育て支援、地域医療の連携体制の充実など定住を促進する環境づくりを着実に進め、人口の定着化を図ってきた。

生活環境の整備では、佐多地区簡易水道統合事業、ごみ焼却等の大隅肝属広域事務組合への負担金や防災行政無線整備事業等の整備を図った。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、雄川の滝へのアクセス道路の改修や、その他町道及び農道の年次的な改修を行った。

また、海の国道としての役割を担う薩摩・大隅両半島を結ぶ山川・根占航路の安定的運航を図るための助成を行った。

産業の振興対策では、中山間地域等直接支払交付金事業、佐多岬ふれあいセンターやねじめ温泉ネッピ館の観光施設の改修も実施した。

教育の振興対策では、学校教育関連施設でスクールバス運行事業やプール整備、パソコン整備など

の教育環境の整備や社会教育施設の整備を図った。

その他地域の自立促進に関し必要な事項では、地籍調査の実施や本庁舎建設事業を実施し、庁舎機能の充実を図った。

③現在の課題、今後の見通し

南大隅町総合振興計画や南大隅町過疎地域自立促進計画を基に、過疎対策及び人口減少に歯止めをかけるための施策に取り組んできた。

しかし、依然として人口減少に歯止めがかからず、特に年少人口（0歳から14歳）が大幅に減少し、高齢化率は48.4%（令和元年10月1日現在）で、県の31.9%を16.5ポイント上回っている。今後もこのような状況が続くと見込まれ、生活道路の管理や冠婚葬祭など集落共同体としての機能維持が困難になるなど、町民の暮らしに直結する課題が生じており、高齢者が生きがいの持てるまちづくりを進める必要がある。

一方、本町への移住・定住を促進するため、地域自らの創意工夫により新たな産業をおこし、雇用の場を確保、UJIターン者の受入れ態勢・環境整備を図ることが課題となっている。

今後も、急激な人口増は見込めないが絶えず変化する社会情勢を見極めながら、本町の持つ豊かな地域資源を有効に活用し、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を推進することにより、地域の持続的発展が図られるものと考えられる。

（3）南大隅町の社会経済的発展の方向

本町においては地方の自立的な活性化を促すため「地方創生」に取り組んでおり、人の流れを呼び込むための施策も展開しているところである。

半島の最先端の不利な地域ではあるが、豊かな自然環境や「佐多岬」の観光資源を有効に活用し、本町の基幹産業である農林水産業のさらなる振興・育成を図るとともに、地域資源を活用した農工商連携・6次産業化による新たな地域ブランドの開発など、各産業の連携により相乗効果を高め、産業全体で付加価値を向上させることが必要である。

佐多岬がグランドオープンし今後さらに、新たな観光プログラム及び地域の観光資源の磨き上げやおもてなしも重要となり、本町経済発展のためには、就業の場の創出・拡大が不可欠であると言える。

2. 人口及び産業の推移と動向

（1）人口の推移と動向

本町の人口は、合併前の根占地区において昭和30年に13,589人、佐多地区において昭和25年の11,494人をピークに年々減少を続け、平成27年国勢調査で7,542人まで減少し、合併時の平成17年と比較し2,355人の減少となった。

年齢階層別では、表1-1（1）のとおり、0歳～14歳の減少が大きく、昭和50年（国調）59.0%をピークに減少している。

15歳～64歳の段階では、平成17年に減少幅が最も大きくなり、平成27年では28.4%となった。

一方、65歳以上の段階では、平成17年の4,080人をピークに平成27年は3,437人と減少しているが、総人口も減少しており、高齢化率は45.6%と、県内で最も高くなっている。

今後の見通しとしては、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力ある南大隅町を発信し、地方への人の流れをつくる施策に努めていく必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 23,847	人 16,037	% △32.8	人 12,526	% △21.9	人 9,897	% △21.0	人 7,542	% △23.8	
0歳～14歳	9,710	3,983	△59.0	2,051	△48.5	1,082	△47.2	713	△34.1	
15歳～64歳	12,524	9,773	△22.0	7,538	△22.9	4,735	△37.2	3,391	△28.4	
うち15歳～ 29歳(a)	4,041	2,447	△39.4	1,351	△44.8	882	△34.7	463	△47.5	
65歳以上(b)	1,613	2,281	41.4	2,937	28.8	4,080	38.9	3,437	△15.8	
(a)/総数 若年者比率	% 16.9	% 15.3	—	% 10.8	—	% 8.9	—	% 6.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.8	% 14.2	—	% 23.4	—	% 41.2	—	% 45.6	—	

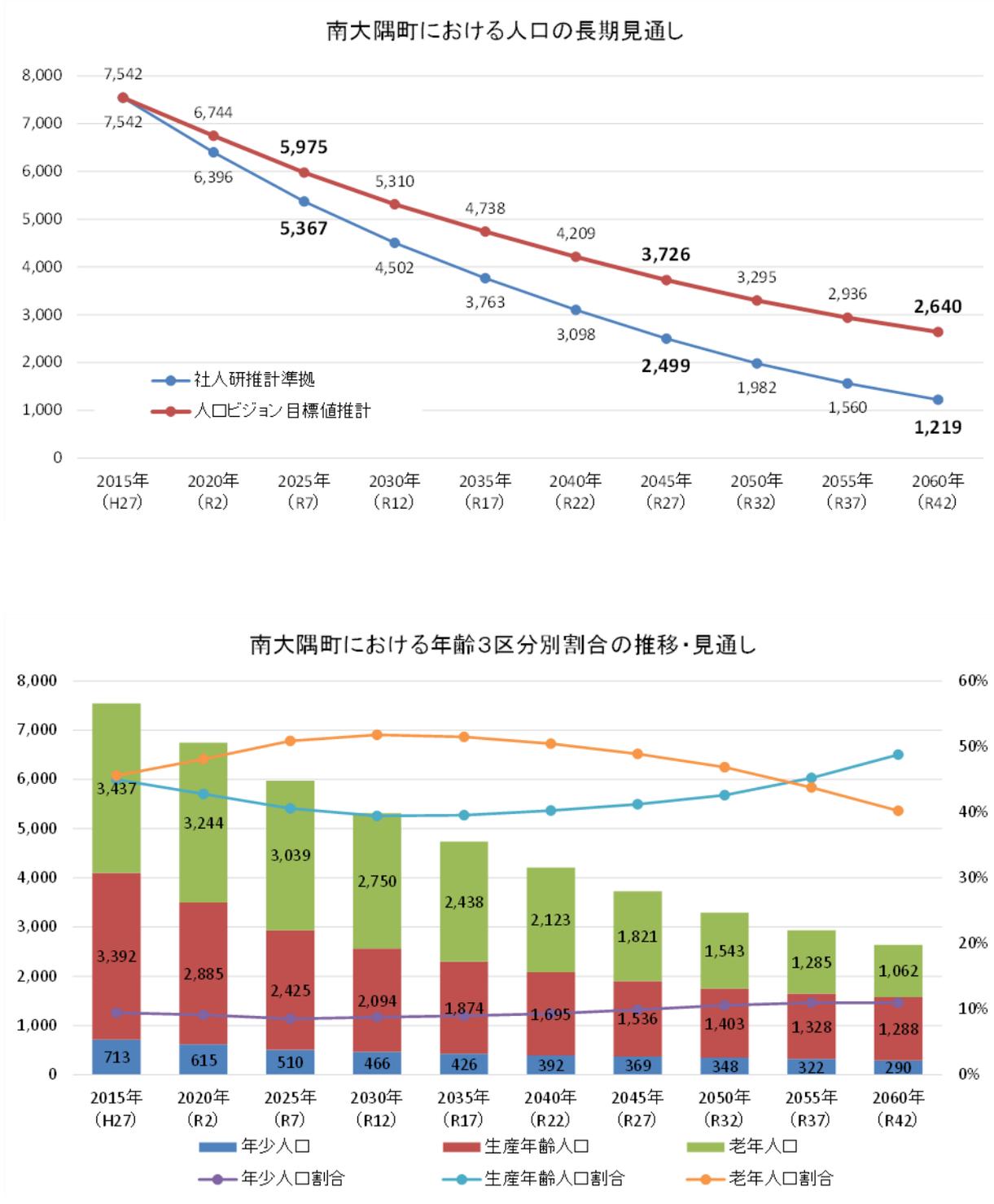
※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない。(平成27年)

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 11,261	—	人 10,432	—	% △7.4	人 9,342	—	% △10.4
男	5,202	46.2%	4,815	46.2%	△7.4	4,294	46.0%	△10.8
女	6,059	53.8%	5,617	53.8%	△7.3	5,048	54.0%	△10.1

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 8,074	—	% △13.6	人 6,924	—	% △14.2	
男 (外国人住民除く)	3,763	46.6%	△12.4	3,308	47.8%	△12.1	
女 (外国人住民を除く)	4,311	53.4%	△14.6	3,616	52.2%	△16.1	
参考	男(外国人住民)	7	31.8%	—	10	40.0%	42.9
	女(外国人住民)	15	68.2%	—	15	60.0%	0

表1-1(3) 人口の見通し



(資料：南大隅町人口ビジョン)

本町における人口の将来展望では、2060(令和42)年時点で2,640人となっており、2018(平成30)年社人研推計の1,219人と比較すると、1,421人の減少を抑制することを目指す。

また、5年後の2025(令和7年)の目標人口を約6,000人、2045(令和27年)の目標人口を約3,700人と設定し、少子化対策をはじめ、移住施策や交流人口拡大策等の取組を強力に推進する。

(2) 産業の推移と動向

本町の主要産業は、農業・畜産業・水産業を柱とする第一次産業であり全就業者数は表1-1(4)に示すとおり昭和35年には11,173人(根占地区6,153人:佐多地区5,020人)であったが、平成27年には3,443人まで減少している。

また、全人口に占める就業比率は昭和35年(46.9%)、平成17年(46.6%)平成27年(45.7%)とほとんど変わっていない。このことは、人口が減り高齢化が進行する中で、就業者の高齢化が確実に進んでいることを示すもので、労働生産性の伸び悩みの要因となっている。

構造的には農業就労者等の第一次産業就労者が建設業や製造業の第二次産業及びサービス業等の第三次産業へ就職転換を強めている状況にある。今後も、交通アクセスの整備や情報通信基盤の整備等により第二次、第三次産業への移行が続くものと考えられる。

今後の本町産業の動向としては、就業者の比率は第三次産業が増加を続け、就業者の担い手不足や高齢化が進むことにより、第一次産業就業者及び第二次産業就業者の減少が予想される。また、その中でも農業就業者の離農が今後も続くものと予想される。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	
	6,153	4,504	△26.8	3,794	△15.8	4,615	△23.6	3,443	△25.4	
第一次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
	73.6	57.1	—	39.6	—	37.7	—	34.1	—	
第二次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
	8.5	14.1	—	22.3	—	15.6	—	14.7	—	
第三次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
	17.9	28.4	—	38.1	—	46.7	—	51.2	—	
	15.6	30.1		34.6						

3. 行財政及び公共施設の状況

(1) 行財政の状況

本町は、合併後16年が経過し、これまで行政改革に取り組んだ結果、本町財政は、おおむね健全な方向に向かっていると判断している。ただし、自主財源に乏しく地方交付税等に依存した財政運営になっているため、今後も国の動向を注視しながら中長期的な視野に立ち、引き続き健全な財政運営に努める必要がある。

また、地方分権が進む中、「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取組が進められており、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進し、多様かつ複雑な町民ニーズに適応した

満足度の高い行政サービスを提供するため、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成に努める必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額A	7,525,223	7,959,367	7,419,287
一般財源	5,003,409	4,768,401	4,214,138
国庫支出金	613,223	536,683	430,298
都道府県支出金	549,578	534,474	545,673
地方債	707,100	1,153,200	1,049,247
うち過疎対策事業債	115,100	329,700	211,200
その他	651,913	966,609	1,179,931
歳出総額B	7,326,149	7,704,759	7,098,457
義務的経費	3,182,458	2,839,661	2,784,193
投資的経費	722,920	1,476,465	1,258,003
うち普通建設事業	655,352	1,283,975	1,207,358
その他	3,233,228	2,816,491	2,792,834
過疎対策事業費	187,543	572,142	263,427
歳入歳出差引額 C(A-B)	199,074	254,608	320,830
翌年度へ繰越すべき財源 D	26,721	26,186	43,226
実質収支 C-D	172,353	228,422	277,604
財政力指数	0.17	0.16	0.17
公債費負担比率	20.9	16.6	19.7
実質公債費比率	15.1	8.7	8.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.2	83.7	96.4
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	8,850,375	8,881,348	10,680,719

本町の財政状況は、表 1 - 2 (1) に示すとおりで、普通会計の令和元年度における歳入決算額は、平成 22 年度決算額と比較し、105,936 千円 (1.4%)、歳出決算額で 227,692 千円 (3.1%) それぞれ減少している。

歳入では、一般財源や国庫支出金等は減少し、地方債とその他(基金)が増加しており、歳出では、義務的経費は減少しているものの、庁舎建設の影響で投資的経費は増加している状況である。

財政力の弱い本町においては、普通交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、高齢化率の高いことから人口増は期待できず、普通交付税の算定が人口を基礎としており、今後、大幅な減少が予想され、町税や基金の国債運用益等の自主財源の確保に努める必要がある。

(2) 主要公共施設等の整備状況

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末		平成2年度末		平成12年度末		平成22年度末	令和元年度末
	旧根占	旧佐多	旧根占	旧佐多	旧根占	旧佐多	南大隅町	南大隅町
市町村道								
改良率 (%)	59.0	6.0	80.7	73.7	82.7	70.9	81.3	81.7
舗装率 (%)	83.4	60.6	89.5	90.3	92.0	89.4	90.8	91.3
農 道								
延 長 (m)	70,208	29,673	—	18,534	93,737	15,485	122,745	200,078
耕地1ha当たり農道延長(m)	55.7	39.1	56.8	28.3	66.9	21.5	—	—
林 道								
延 長 (m)	23,270	10,162	—	4,475	40,311	14,128	54,012	54,012
林野1ha当たり林道延長(m)	6.1	3.9	7.0	15.8	6.1	15.4	5.8	5.8
水道普及率 (%)	76.1	1.0	100	55.1	100	86.4	98.3	98.4
水洗化率 (%)	—	1.2	13.6	9.5	47.4	36.1	52.8	63.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	6.6	—	7.1	—	—	—

主な公共施設の整備状況は表1-2(2)に示すとおりである。

公共施設の整備については、これまで過疎対策事業等を活用し道路整備や水道施設整備事業等の整備を行ってきた。

町道については、令和元年度末改良率で81.7%、舗装率で91.3%へと改善された。

水道普及率については、令和元年度末で98.4%でありほぼ町内全域で整備が完了している。

水洗化率では、佐多伊座敷地区において農業集落排水施設等が整備されたが、地区の全戸加入には至っておらず、区域内人口が減少している状況にある。また、合併処理浄化槽の生活環境施設が遅れており、水質保全の観点からも推進を図っていく必要がある。

町立の診療所は佐多地区において、個人医院がないことから重要な役割を果たしており、総合的な初期診療をするため施設改修も行われている。また、入院施設がないため、肝属郡医師会立病院との連携を密にし、住民の医療サービスの向上に努める必要がある。

今後は、既存施設を有効活用しながら、未整備の施設は財政状況を見極めながら計画的に整備を進めていく必要がある。

4. 地域の持続的発展の基本方針

地方財政を取り巻く環境は、地域間格差によって深刻化する地方の不況や、国・地方を通じた財政逼迫の状況などにより、厳しいものとなっている。本町においては、行政改革等に取り組んだことによりおおむね健全な方向にあるが、少子高齢化や就業機会の減少など、福祉・交通・医療・災害対策、遊休農地、教育問題など、課題は多岐にわたっている。

このような状況のもと、高齢化率も県下で一番高い町ではあるが、本土最南端という地理的条件や、佐多岬をはじめとした地域資源や豊かな食資源を活かした観光基盤の推進、美しい海、豊かな緑など癒し効果にあふれた本町に移住・定住しやすい環境整備など、本町の抱える「定住人口の対策」「観光の振興」「地域産業の振興」「健康・福祉の充実」といった重要施策を推進し、さらに、「暮らす」「働く」「もてなす」「癒す」の4つの重点プロジェクトを基本とし、人口減少に歯止めをかけ、「子や孫と一緒に暮らせる町」から「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を目指し、過疎地域の持続的発展を図るため、「第2次総合振興計画後期基本計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、各種計画に即しながら、行政主導ではなく、町民、自治組織、各種団体が積極的にまちづくりに参加し、町民と行政が共生協働によるまちづくりを推進する。

① 活力ある産業と交流のまちづくり

本町の海・山・川と三拍子そろった地域資源や温暖な気候等の特色を効果的かつ最大限に活かしながら、基幹産業である農林水産業においては、生産基盤の整備とともに、希少価値の高い農産物や加工技術の開発により、南大隅ブランドの高付加価値型農業への再構築に取り組む。また、水産物のブランド化・高付加価値化を進め、地産地消、地産来消の展開や、道の駅などを活用した販路拡大や顧客開拓に努める。

そして、商工業においては、農林水産業等と連携を深め、時代の変化に対応したサービスの充実を促進するとともに、知名度の高い地域資源を活用した特産品の開発や販路拡大に努め、事業経営者の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、次代を担う人材の育成や起業・創業活動への相談体制や各種支援制度の充実を図り、産学官の連携や農商工連携・6次産業化による地域特産品開発や新しい産業の育成に努める。近年、6次産業化の事業展開を図る事業所もあり、今後も同様に取り組む事業者の育成・支援を進める。

また、本土最南端「佐多岬」という地理的特徴を有しており、大隅半島の広域的な観光周遊ルートの整備や、本町固有の資源を活用した体験型観光の確立と、効果的イベントの開催や、観光案内人や農林漁業体験インストラクターを育成し、町民参加型の滞在交流観光の取組を推進し、観光交流人口の増を図る。

② 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

高齢化率が県下で一番高い本町において、乳幼児から高齢者まで全ての町民が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、更に、出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図り、地域が一体となって子育てを支援する仕組みを推進するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、町民・地域・行政が一体となって助け合い支えあう仕組みづくりを推進する。

③ 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

未来を担う子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、基礎的・基本的な知識・技能を学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し誇りにする子ども」となる良好な教育環境づくりを推進し児童生徒の育成に努める。

また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産と位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てていく。

④ 自然環境と共生する安全なまちづくり

本町の誇りでもあり財産でもある自然環境と景観を保全・活用するとともに、本町に定住する人々が快適に暮らせるように、道路整備や合併浄化槽等の設置推進、生活利便施設の整備を推進し、町民の安全な暮らしを確保するため、消防・防災対策・防犯や交通安全対策の充実を図る。

⑤ 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、行政サービスの質的向上を図るとともに、行財政改革を進め、健全な行政基盤を構築し、町民の知恵と力を行政運営に活かすなど、町民と行政との協働によるまちづくりを推進し、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや人材育成に努める。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

①長期的展望

令和元年3月に改訂した人口ビジョンにおいて令和7年の人口規模を5,975人と設定し、必要な政策を推進する。

②合計特殊出生率

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和22年に人口置換水準1.8を目指すものとする。年間の出生数については、長期にわたって23人前後を維持する。

③将来展望を実現するための戦略

今後、加速化する高齢化社会を見据えた時、まちの形を持続させるためには若い世代は必要不可欠である。若い世代をターゲットとした、少子化対策をはじめ、移住施策や交流人口拡大策等の取組を進めることで、年間10人の転入を目指す。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、事業完了の翌年度に評価を行い、本計画を推進していくために、PDCAサイクルによる検証及び改善に努め、過疎対策の実効性を高め、地域の持続的発展に向けて取組んでいく。

7. 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもった計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化につなげることを目的とした「南大隅町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和3年3月には、施設の重要度及び劣化度に応じ個別施設ごとに今後の方針を定め、優先的に整備する施設等の判断を行うことで、総量適正化につなげるとともに、計画的な保全により、維持管理コストを低減化していき、公共施設にかかる財政負担を軽減し、持続可能な自治体経営につなげることを目的とした「南大隅町公共施設等個別施設計画」を策定し、今後、公共施設に係る保有量の適正化と維持管理コストの削減による財政負担の軽減について整理した。

本計画においても、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

9. SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際指標で、基本理念として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すものである。持続可能な社会を実現するため、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとして、国も積極的に推進していることから、その基本理念を踏まえ、南大隅町過疎地域持続的発展計画において事業内容ごとにSDGsの目標を関連付け、施策の展開を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

美しい海、豊かな緑など癒し効果にあふれた生活環境を備えた本町ではあるが、少子化や若年層の町外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本町が独自に提供しているサービスに加え、それぞれの地域での暮らし方をトータルとして提案していく必要がある。

(2) 地域間交流等

国及び地方においては、地方がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会のかたちをつくること、魅力あふれる地方のあり方を築くことを基本とした地方創生がスタートしている。

高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、人・モノ・情報の交流活動は活発になっている。本町においても、地域の特性を活かした「ドラゴンボートフェスティバル」・「佐多岬マラソン大会」等のスポーツ交流事業のイベントを通じて交流を図っている。

2. その対策

(1) 移住・定住

住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化し、地域の特色や環境を生かした移住体験事業を実施する。また、空き家・空き地バンクにより、住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォームに対する支援を行う。さらにはUJIターン者や町民の新たな生活様式（テレワークやワーケーション、コワーキングスペース等）へ対応した支援策を検討し、対策を講じ移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図る。

(2) 地域間交流等

現在実施しているイベントを充実させながら、地域間交流の拠点である「ねじめ温泉・ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター」、観光施設及び町民の憩いの施設として整備した体育施設、大浜海浜公園、半潜水型水中展望船及び観光交流施設なんたん市場等の既存施設を活用し、雄大な自然を活かした地域イベント等の情報発信をしながら、交流人口の増加を図り地域の活性化を推進する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(1) 移住・定住	労働力需給体制構築事業 住み続ける住宅助成事業	町ブロンズ就業 支援協議会 南大隅町	
	(2) 地域間交流	半島隅くじら元気市	実行委員会	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	定住促進住宅取得資金補助事業 本町への移住・定住希望者へ住宅取得に 係る補助金を交付する。 移住・定住促進事業（旅費補助） 本町への移住・定住希望者が自ら視察の ために本町へ訪れた旅費に係る補助金 を交付する。 移住・定住促進事業家賃補助事業 移住者に家賃に係る補助金を交付する。 空き家等環境整備事業 本町の空き家・空き地バンクに登録す ることを条件に空き家等の家財道具等 の処分に係る補助金を交付する。	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	地域間交流	佐多岬マラソン大会 地域の特性を生かしたスポーツ交流事 業のイベントを開催する。 ドラゴンボートフェスティバル 地域活性化と交流人口の増大、国際交 流、南大隅町のPRを目的に、10人乗り のカヌー競争大会及び町内産品を販売 する青空市を開催する。	実行委員会 実行委員会	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設については、各施設の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

(1) 農業

農業は本町の基幹産業の一つであるとともに、国内の食料供給基地の一翼を担っている。

本町では野菜及び果樹担当の営農指導員を配置し、農家の栽培技術の高位平準化を進める中、春ばれいしょ、ピーマン、さやいんげん、さやえんどうなどの野菜類やタンカン、大将季などの中晩柑、パッションフルーツ、パインアップル、アボカドの熱帯果樹類の生産振興を進めている。また、本町農業生産額の8割を占める畜産については、一大生産地として、優良な畜産経営が展開されている。そのような中、一部にはU・Iターン者の新規就農者があるなど明るい兆しも見えている。しかし、農業従事者の高齢化など全体的に担い手不足による農業労働力の低下や荒廃農地の拡大、畜産における口蹄疫・豚熱等の発生リスクや、世界的な化石燃料消費の削減による生産コスト高騰など様々な問題を抱えている。

(2) 林業

近年、木質バイオマス発電所、海外への木材輸出など、木材需要の高まりから木材価格は一定の価格で取引をされるようになってきたところである。

しかし、林業従事者の高齢化、後継者不足により、維持管理が行われていない森林の増加が進んでいる。

将来にわたって、森林の持つ公益的機能を維持していくため、生産基盤となる林道等の整備、林業団体や担い手、後継者の育成、皆伐現場への再生林の推進、間伐材の有効活用、高性能林業機械の整備推進が必要な状況である。

(3) 水産業

漁業を取り巻く環境は、魚価の長期に亘る低迷と漁船燃油の高騰から、漁家経営は依然として逼迫し厳しい状況が続いている。また、これまで整備してきた共同施設も老朽化してきており、その補修及びメンテナンスの経費が組合運営に与える影響は大きくなっている。

本町は三方を海に面し、長い海岸線に点在した10の漁港、港湾を有しているが、一部整備の遅れから台風時・冬期季節風時には港内の静穏度が保たれず、漁船などの係留及び安全停泊ができない状況にある。また、漁具施設用地や係留施設の不足により、作業効率が悪く漁業活動に支障をきたしている。

ることから、漁業生産の基盤である漁港漁場等の整備を促進していく必要がある。

(4) 商工業

本町の商業は、国道沿いを中心に商業活動が営まれているが、その多くは家族経営の小規模事業者（約 400 店舗）となっている。人口減少による消費の縮小に加え、近隣市町への大型店の進出、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客入込数の伸び悩みなどによって、商業経営は非常に厳しい状況が続いている。製造業については、製造業工場等も見られるが、就労の機会が多いとは言えない状況である。

(5) 観光

本町の観光入込客数は、平成 30 年 8 月に雄川溪谷が国立公園に編入され、また、平成 31 年 3 月に佐多岬がグランドオープンしたことから、増加傾向にある。

滞在型観光の核となる「ねじめ温泉・ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター」など主要宿泊施設は、指定管理者制度を活用して管理運営を進めているが、施設の老朽化が進んでいることから改修等を含めて適正な維持管理を継続していく必要がある。

このような中、更なる観光振興を図るため新たな体験プログラムや特産品の開発、消費拡大に向けた仕組みの構築など総合的に推進する必要がある。

あわせて、観光客の維持・拡大に向けた受入体制の充実が求められるとともに、それらがもたらす経済効果を農業や漁業などの地場産業を中心に、町全体の産業に波及させる取組が課題である。

(6) 農商工連携

今後、農商工連携のもとで総合的、計画的な生産環境整備を行い、地域全体の活性化と定住促進を図る必要がある。

2. その対策

(1) 農業

農業の振興策としては、引き続き温暖な気象条件等地域の特性を活かし営農指導員による技術指導を行いながら、野菜類、果樹類の産地化とともに施設化を積極的に推進していく。また、「営農支援対策」、「新規就農者及び担い手農家の確保・支援対策」、「マーケティング対策」などを行いつつ食料供給基地としての位置付けと同時に、集落営農の組織化（特定農業法人）を誘導することにより地域の自立化と荒廃農地の発生防止、再生利用を促進させる。

また、畜産については、一大生産地としての価値を維持するために、防疫施設等の活用やワクチネーションの徹底による疫病侵入リスクの低減、スマート機器を活用した低コスト・高効率の生産技術確立、本町系統牛等の畜産資源活用による本町ならではの価値の創出に努めていく。そして、農業振興策の課題解決を司る農業公社を設立して、本町における継続的な農業生産活動を構築する。

(2) 林業

本町は林野率が 78% を占めており、林業経営の安定化のため、森林資源の造成や林業基盤の整備を

進めながら流域森林・林業活性化センター等の活用により経営組織の研修や担い手の確保・新規就労者の育成及び経営指導等を行う必要がある。また、森林環境譲与税の活用等による森林整備や公有林の整備を進めるとともに、地域森林組合と密接な連携を取り地域の団地化を進め、高性能林業機械の導入支援を行い、合理的な森林経営を推進していく。

また、水源涵養のための森林整備や景勝林・保安林として公益的機能の高い松林を松くい虫の被害から守っていく。特用林産については、枝物生産者の高齢化が進んでいるが後継者の育成を図り産地化を推進していく。

(3) 水産業

沿岸漁業の振興を資する生産基盤として、周辺漁場を有効利用し種苗放流事業を行うとともに、施設の安全性及び適正な維持管理を図るため老朽化した施設の整備、また、漁船の近代化及び操業の円滑化を図るため、外郭施設・用地・物揚場・泊地等の漁港施設等の整備を推進していく。

(4) 商工業

商工業が持続的に発展をしていくためには、引き続き、商業・商店街活性化に向けた取組を進めていくとともに、産業間の垣根を越えた連携の動きをさらに拡大させ、それぞれの相乗効果を高めていくことが必要である。

また、町民の町内における消費拡大に向けた取組と、観光客の消費需要を満たすような取組を並行して推進していく。

(5) 観光

佐多岬は、“本土最南端“という地理的特徴を有し、本町だけに留まらず、大隅半島の主要観光資源の一つである。そのため、佐多岬への戦略的な誘客を図るとともに、雄川の滝などを含め、Withコロナ期・Afterコロナ期における新しい観光スタイルを見据えた観光地域づくりに努める。

また、第2次観光振興基本計画を踏まえ、豊かな自然や食資源、魅力ある歴史・文化を活かした観光商品づくりや、隣接する関係市町と広域連携による周遊ルートの整備及び体験型観光の振興の取組を推進する。

さらに、効果的なイベントの開催、観光案内人や農林漁業体験インストラクターの育成など、町民が協働する町民参加型の取組をさらに推進する。

あわせて、半島先端部という地理的条件を解消するため交通アクセスを充実させる必要がある。特に、山川・根占航路は薩摩半島と大隅半島を結ぶ重要な航路（海の国道）であり、引き続き同航路の安定的運航及び利用促進に取組む。

(6) 農商工連携

地域資源を活かした新たな商品開発などを促進し、地域産業の活性化を図っていくため、商工業と農林水産業・観光関連産業などの連携による農商工連携・6次産業化など、異業種交流による新たな商工業スタイルの確立に向けた取組が必要である。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興				
	(1) 基盤整備 農業 林業 水産業	基幹水利施設ストックマネジメント事業 水利施設等保全事業（畑地帯総合整備） 造林補助事業 森林病虫害等防除事業 町有林整備事業 林業成長産業化地域創出モデル事業 地方創生港整備交付金	鹿児島県 鹿児島県 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(2) 漁港施設	港浚渫事業	南大隅町	
	(3) 経営近代化 施設 農業 水産業	農業・農村活性化推進施設等整備事業 広域漁場整備事業 種子島周辺漁業対策事業	生産法人・営農集団 鹿児島県 漁業協同組合	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進事業	南大隅町	
	(7) 商業 その他	商工業振興補助事業 商工業者支援事業	商工会 南大隅町	
	(9) 観光又は レクリエーション	広域連携事業 南大隅町観光協会 公園施設改修事業 佐多岬を中心とした誘客活動 佐多岬ふれあいセンター施設・設備改修事業 ねじめ温泉・ネッピー館施設・設備改修事業 雄川の滝整備事業 根占ふれあいドーム改修事業	広域協議会 南大隅町観光協会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	営農指導員設置事業 農業経営の安定化、向上を図るため、営農指導員を配置し、農業生産活動の活性化を促進する。	南大隅町	

	その他	地産地消フェア 町内農畜産物、水産物、加工品等の即売を行う。	南大隅町	
	(11) その他	葉たばこ振興対策事業 野菜振興対策事業 活動火山周辺地域防災営農対策事業 畜産振興事業 第1次産業入植促進事業 魅力ある経営体育成推進事業 畑地かんがい営農推進事業 農業制度資金利子補給事業 中山間地域等直接支払交付金事業 優良牛導入事業 牛異常産対策助成事業 系統雌牛保留対策事業 受精卵移植事業 水田農業確立推進事業 鳥獣害防止施設整備事業 農商工連携推進事業 多面的機能支払交付金事業 第1次産業成長化支援事業 水産物供給基盤機能保全事業 南大隅町農業振興公社運営補助金	営農集団 営農集団 生産法人・営農集団 畜産振興会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 再生協議会 南大隅町 南大隅町 活動組織 南大隅町 鹿児島県 南大隅町農業公社	

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

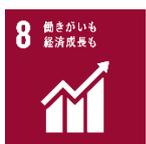
上記「第3章 産業の振興」「2その対策」及び「3計画」のとおり

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

温泉施設などの「産業の振興」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、利用の少ない施設については、廃止の検討も進めながら、経過年数が31年以上

経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第4章 地域における情報化



1. 現況と問題点

本町では、令和2（2020）年3月に策定した第2次総合振興計画（後期基本計画）において、「自然環境と共生する安全なまちづくり」の中で「生活基盤の整備」の一つとして、「ITの恩恵を町内全域で受けることができる情報基盤整備と、ITに慣れ親しめる環境整備を目指す」とし、情報通信基盤の整備促進、情報活用能力の向上、情報通信技術の活用を図ることとしている。これを受け、町の積極的関与により、まず情報通信基盤整備として民設民営方式により、令和3年度末までに町内全域の各集落で光ファイバによる超高速ブロードバンドサービスが提供される計画を進めている。しかしながら、すべての住宅までの整備や、施設までの整備が完了していない現状である。あわせて、過疎地においては、集落点在や広域的な生活圏であることから、携帯電話等エリア整備（4G・5G）などによる情報流通の格差解消を取組む必要がある。

また、少子高齢社会となり人口減少の影響から、労働力不足の深刻化が危惧される中、ICTに期待される役割は持続可能な産業や社会を支えるところまで広がっている。

このような中、各分野で新しい生活様式や働き方が求められICTが果たす役割は、より大きなものとなっており、ICTの利活用が進むことにより、サイバー攻撃などの脅威から個人情報等を守るための情報セキュリティ対策の強化や、IT利活用能力の育成と災害時等における事業継続性の確保が重要となっている。

2. その対策

これらを踏まえ、町民ニーズを捉えながら地域情報化及び地域のデジタルトランスフォーメーション（DX）を計画的に推進するため、町内における情報基盤整備の拡充と、鹿児島県町村ICT・IoT利活用推進協議会、大隅半島4市5町、県町村会など広域的な連携と本町の地域情報化・行政業務情報化のため次の対策を進める。

1、暮らす～移住定住促進・子育て支援

住民の暮らしに関連するICT関連事業を推進する。

2、働く～産業育成・雇用創出

商工会、商店街、観光協会、農林水産業従事者と協働して、産業育成・雇用創出に関連するICT関連事業を推進する。

3、もてなす～観光振興・交流人口増大

観光振興・交流人口増大を図るためのICT関連事業を推進する。

4、癒やす～健康増進・地域コミュニティ

住民の医療・健康・福祉に関連するICT関連事業を推進する。

5、自治体DX、官民データ活用の推進、推進体制の充実

行政手続きのオンライン化など、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、町が保有するデータについて、誰もが容易に利用できるようオープンデータ化を目指す。また、本計画において各事業の適切な実施と推進をするための体制づくりと、地域内情報化のための人材育成を進める。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化				
	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設 ブロードバンド 施設 その他の情報化 のための施設	光ファイバケーブル整備事業 公衆無線LAN整備等事業 無線システム普及支援事業 携帯電話等整備等事業 情報化促進研修オフィス等整備事業	南大隅町 南大隅町 事業主体等 事業主体等 事業主体等	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化 デジタル技術活用	SNS情報配信事業 情報配信におけるSNSを活用した情報化を図る。 IT研修事業 行政のデジタル化に因ずるため、職員のスキルアップ・人材育成を図る。 UDデジタル配信事業 情報化において、「誰一人取り残さない」「人に優しい」情報化のためUDフォントや多言語対応を図る。 デジタル広報事業 広報業務におけるIT・デジタル化を図る。	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

	(3) その他	電算システム関係事業 (機器使用料・保守料・総合行政負担金・戸籍電算)	南大隅町	
--	---------	--	------	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1. 現況と問題点

(1) 交通基盤

本町の道路網は国道 269 号・448 号の 2 路線、県道が主要地方道路鹿屋吾平佐多線など 7 路線で、これに連絡して集落や公共施設を結ぶ形で町道（431 路線）が走っており、これらを一体とした道路の整備は、まちづくりや観光振興のための重要な課題となっている。

国道においては随時危険箇所の改良及び補修工事が行われているが、佐多街道沿線は急傾斜地からの落石や土石流などの災害危険箇所が未だに存在している。

県道においては未整備路線が多く、年次計画で整備中であるが急峻な地形が多く危険な箇所があることから、早期完成が待たれているところである。

町道においては延長が、322Km 余りあり、過疎対策事業等において逐次改良・補修工事を実施し、その規格改良率は 82%となっているが、幅員の狭い道路も点在し、また、経年により傷んだ舗装も多いことから、改良・補修工事の必要がある。

農林道においても、逐次改良・補修工事を実施しているが、未改修箇所も多く農林産物の搬出等に支障をきたしていることから改良・補修工事の必要がある。

(2) 交通手段の確保

平成 18 年 11 月に路線バスが大幅に廃止となってから、地方公共交通特別対策事業を活用して、廃止路線代替バスを運行している。また、週 3 系統 6 便のコミュニティバスを運行、根占地区の一部において事前予約型乗合タクシーの運行、佐多地区の 3 系統でスクールバス一般混乗、佐多地区からネッピー館まで週 3 便の温泉送迎バスを運行している。

本町は南北に長い地形で、国道から内陸部に入った所に集落が形成されている地区も多く、利用目的に沿った公共交通網の確保が必要である。

しかしながら、バス路線は他に交通手段を持たない高齢者や学生など交通弱者にとっては、欠かせないものであることから、各集落から廃止路線代替バスに接続する時間帯や便数を再検討する必要もあり、高齢化が進む中で移動手段の確保に要する行政負担が年々増加している。

海上交通については、大隅半島と薩摩半島先端部を結ぶ山川・根占航路が平成 23 年 3 月に再開し、観光及び物流において大きな役割を果たしている。国道 269 号線の海上区間としての役割を十分に果たす航路となるような取組を行なう必要がある。

2. その対策

(1) 交通基盤

道路は、地域住民の生活にかかせないことから、安全確保はもとより、観光客の視点にも立って計画的に整備を進め、町内の集落間をつなぐ道路の改良・橋梁補修・側溝補修等に努めるとともに、定期的な維持管理も行い、通行の安全を図る。

また、未然に災害を防止するための安全防護柵整備等により、住民の安全確保を図る。

さらに、農林道も含めた一体的な整備は、地域産業の活性化を図るうえから必要不可欠であり、年次的に整備を進めていく。

広域的には東九州自動車道及び大隅縦貫道の整備促進を図り、他市町との交通の利便性を向上させ、観光客が安全に往来できるようにする。

(2) 交通手段の確保

地域の実情に応じた交通の形態や運行経路等について協議し、利便性の高い公共交通の整備を図るために、平成 22 年 3 月に「地域公共交通会議」を設置している。

「地域公共交通会議」において、その地域の高齢者等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図る必要がある。

また、廃止路線代替バスやコミュニティバスの運行については、利用者の減少に伴い町からの補助金が多額になっている状況であるが、公共交通機関の空白地帯を解消するためサービス水準の維持と、広域的な公共交通網の見直しも検討する必要がある。

根占地区のコミュニティバスについては、利用人数に合わせ、平成 31 年度 29 人乗りバスから狭い道路も通行可能なバリアフリー対応の 14 人乗りワゴン車へ変更し、高齢者等の利用しやすい運行に努めている。

山川・根占航路の海上交通確保については、海の国道としての役割を果たす航路でもあることから、鹿児島県や指宿市及び近隣市町と連携を図りながら、安定的・永続的に航路が維持できるような取組を積極的に推進する。

3. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(1) 市町村道 道路	(改良・舗装) 塩入横別府線(西原地区) L=3,130m W=5.5m~7.0m 梶南川内線 L=1,700m W=5.0m 松之迫赤瀬川線 L=2,000m W=5.0m 馬込松山線 L=1,200m W=4.5m 出口栗之脇線 L=12,000m W=5.0m 鶴丸線 L=813m W=4.0m 龍淵寺越線 L=620m W=5.0m	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	



1. 現況と問題点

(1) 水道施設

生活用水については、水道事業等によってほぼ全域に供給されているが、昭和 50 年代以前に竣工した施設もあり、一部の施設においては老朽化に伴う機能の低下が懸念されているところである。

(2) 汚水処理施設

公共用水域の水質汚濁の原因のひとつに、家庭から排出される生活排水がある。令和 2 年度末において、全国の汚水処理人口普及率は、92.1%、鹿児島県は 83.0%になっているものの、本町は 54.1%となっており、都市部と農村部では大きな格差がある。佐多伊座敷地区農業集落排水施設においては、平成 8 年に共用開始され、約 14Km の污水管渠と処理場 1 箇所、マンホールポンプ 7 箇所を有しており、処理場に関しては施設の劣化が懸念されるため補修、点検等の対策が必要である。また、これ以外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を推進しているが、年間の設置基数が少なく、公共用水域の水質汚濁等地域環境への影響が懸念されるところである。

(3) 消防防災施設

消防施設は、広域圏事業で常備体制が敷かれ消防力は向上しているが、非常備消防の消防力を向上させる必要がある。そのため耐用年数を過ぎたもの、老朽化が進んだもの等の更新や整備を図る必要がある。また、本町は急傾斜地が多く、人家が崖下や海岸地帯に多いなど、地理的、地形的に台風や集中豪雨による風水害や崖崩れ等の災害が起こりやすく、防災対策は今後も大きな課題となっている。

また、県下でも高齢化率の高い本町にとって、災害時における「避難行動要支援者」の支援が重要課題となっており、自主防災組織等による共助や有事の際の関係機関、団体との連携を密にするとともに、行政内における要支援者に係るシステム構築、情報の共有化を図る必要がある。

(4) 一般廃棄物処理施設の整備

一般家庭から排出されるごみ処理については、快適な生活環境と豊かな自然を次世代に引き継ぐため、大隅肝属広域事務組合の肝属地区清掃センター施設及び大根田最終処分場において適切な処理を行っている。肝属清掃センターへ持込まれるごみは平成 28 年度 1,050 t から令和 2 年度 1,015 t と減少している。紙類、空き缶類、容器包装紙・プラスチック類のリサイクル品目は平成 28 年度 505 t から令和 2 年度 379 t と減少の傾向にある。

ごみの発生抑制や積極的な分別による減量化を進め、資源を有効活用するため、びん・缶・ペットボトル・プラスチック等の分別収集によるリサイクル（再資源化）の推進を図り環境負荷の少ない循環型社会をさらに進める必要がある。

(5) 住環境

本町は290戸の住宅を供給し、入居率は76.90%となっている。経年劣化による政策空き家も増加しており、大規模な改修も必要である。

今後、更なる少子高齢化が見込まれる中、入居者が安心して快適な生活を送ることができるよう、年次的な建替・改修が必要である。

	町営住宅	公営住宅	特公賃住宅	教職員住宅	計
南大隅町	55戸	186戸	24戸	25戸	290戸

(6) 街路灯施設

商店街に整備した街路灯は、老朽化が進んでいることから改修等も含め、適正な維持管理を継続していく必要がある。

2. その対策

(1) 水道施設

生活用水については、令和2年度、簡易水道を上水道へ統合し、企業会計による経営を行うようになった。それに伴い老朽化した施設の統廃合を含めた整備や水道管の布設改修等により、町内全域に安心安全で安定的な飲料水等の供給確保を目指すとともに、消火栓用水としての利用も図る。

(2) 汚水処理施設

農業集落排水施設については、地方公営企業の適用により、経営基盤の計画的な強化財政マネジメントの向上を図る。

また、農業集落排水施設への全戸加入を目標とし個別指導等による加入促進を図り、浄化槽整備区域においては、パンフレット等で情報を発信し、水質保全に対する意識の向上を図るとともに、浄化槽による水質改善の仕組みを理解していただき、浄化槽の設置を推進する。

農業集落排水施設、浄化槽により公共用水域の水質保全に努め、良好な環境づくりを図る。

(3) 消防防災施設

防災面では、治山・治水・砂防等の事業を進め住民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底を図り、地域の危険箇所の解消に努めるとともに、火災や地震、津波、風水害などの大規模な自然災害に対応できるよう、地域防災の担い手である非常備消防団の団員確保や組織の再編、老朽化した消防設備の更新などによる充実強化を図り、災害に強いまちづくりに努める。

また、自主防災組織等の育成・連携・強化を図り、町民一人ひとりが自助・共助を基本とした防災意識の高揚・浸透を図るため、防災訓練等を実施し町民と非常備消防団、行政が一体となった総合的な防災体制づくりを進めるとともに、避難行動要支援者の支援体制の検討等、地域並びに関係機関が一体となり、要支援者の支援が迅速に行えるように、地域のネットワークづくりを推進する。

対策として、火災予防の広報活動や災害発生時の後方支援を行う機能別消防団員の確保に取組、消

防団の組織強化を図る。

現在、本町は広域圏事業で常備消防体制が敷かれており、消防救急無線についてはデジタル波での運用が開始されている。また、住民への有効な情報伝達手段である防災行政無線については、アナログ方式からデジタル方式へ移行し運用を開始している。地形及び生活条件により受信が厳しい場所においては、屋外アンテナの設置等を行い、適正な維持管理に努める。

(4) 一般廃棄物処理施設の整備

ごみ排出量の減少を目指すとともに、循環型社会の構築に向けて限りある資源を保全活用するために、「資源を製品として再生できるものは再生する」を基にリサイクル率の向上を目指す。

ごみ対策としては、平成 27 年 4 月 1 日、町民等及び町が相互に協力し、環境美化に努め南大隅町にふさわしい環境を確保するため「南大隅町ふるさと環境美化条例」を制定。令和 3 年 10 月 1 日、「南大隅町ポイ捨て等禁止条例」に名称の変更及び不法投棄の防止策等の強化を講じ、清潔で美しいまちづくりを推進する。

(5) 住環境

今後の住宅整備は、「公営住宅等長寿命化計画」により、老朽化住宅の年次的な建替及び現存住宅の改修を実施し、居住性の向上、躯体の長寿命化を図る。

(6) 街路灯施設

街並み景観や快適な道路空間を形成するとともに、安心安全のまちづくりに向けた照明計画を推進する。

3. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備				
	(1) 水道施設 上水道	水道施設等耐震化事業	南大隅町	
	(2) 下水処理 施設 農村集落排水施設	農業集落排水事業法適化移行支援業務委託	南大隅町	
	その他	機能強化事業に係る計画策定等事業 合併処理浄化槽設置事業	南大隅町 南大隅町	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車購入事業	南大隅町	
	(6) 公営住宅	社会資本整備総合交付金事業	南大隅町	

(8) その他	街路灯整備事業 ごみ関連対策事業 塵芥処理車購入事業 南大隅衛生管理組合負担金 大隅肝属広域事務組合(ごみ焼却・火葬場)	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅衛生管理組合 大隅肝属広域事務組合	
---------	--	---	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設や農業集落排水施設などの「生活環境の整備」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、現状維持する施設についても、建替え等の更新時には面積等の削減も検討し、また、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1. 現況と問題点

(1) 高齢者福祉

鹿児島県で高齢化率が最も高く令和元年10月1日現在の推計人口の調査結果によると48.4%で、全国28.4%を大きく上回る速度で高齢社会が進行している。平均寿命の伸びや出生率の低下、若者の流出、核家族化の進行などにより、今後、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加に加え、認知症高齢者等も増加する傾向にある。

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を送れるよう、保健・福祉・医療・介護の総合的な支援策となる「地域包括ケアシステム」の構築に加え、高齢者自身が意欲を持って活躍・自立できる環境づくりが必要となっている。

(2) 児童福祉

近年、少子化や核家族化が進み、地域と子育て家庭とのつながりも希薄化するなど、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子育てに不安や負担を感じて悩みを抱える保護者が増えていることから、家庭だけでなく、地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが必要となっている。

こうした状況を踏まえて、根占保育園が「保育所型認定子ども園」として令和4年4月1日から開所する予定であり、他の児童福祉施設とも連携して質の高い保育教育を提供するため、ソフト、ハード両面のさらなる充実に取り組む必要がある。

(3) 障害福祉

障害者が地域で安心して生活を送るためには、年金や各種手当など経済面での支援の充実、就労の場の確保、総合的な相談窓口の充実、情報提供窓口の整備充実を図っていくことが重要である。また、施設から地域への移行も進めていく必要がある。これらのことを推進するには、近隣市町とともに広域的な取組を進めていくことが課題となっている。

2. その対策

(1) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施策として、一人暮らしの高齢者に対しては、配食サービスによる安否確認や、緊急通報サポート事業等を実施している。また、寝たきり高齢者等の紙おむつ支給、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス等をはじめとする福祉サービスを提供するとともに、在宅介護支援センターによる訪問、相談事業による要支援者の把握などサービスの向上に努める。さらに地域包括支援センターを中心に高齢者の介護相談や虐待防止、権利擁護の業務、介護予防活動など

介護・医療・福祉の連携を図る。

(2) 児童福祉

児童福祉については、保育の充実のほか、児童福祉の充実を図るとともに保育事業の充実や子育て支援事業の推進・出産祝い金や医療費助成・放課後児童クラブなど児童の健全育成と子育て世代の負担軽減を図るため、多様化するニーズに対応するよう、環境の整備に努める。

(3) 障害福祉

障害のある方が、地域のなかで安心して生活することができるよう、保健・医療・障害福祉サービスの充実や、さまざまな生活相談に応じ、適切なサービスの提供を行うため、相談支援体制の機能強化を整備する。

また、施設入所者の地域移行を各関係機関と連携をとりながら進めていく。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(2) 認定こども園	保育所等整備事業	南大隅町	
	(3) 高齢者福祉 施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター改修事業 シルバー人材センター改修事業	南大隅町 南大隅町	
	(5) 障害者福祉 施設 障害者支援施設	障害者（児）福祉施設整備事業	社会福祉法人 白鳩会	
	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター委託事業 育児に関する相談や情報提供等の業務を委託し、育児支援を図る。 放課後児童健全育成事業 昼間、就労による保護者のいない家庭の小学校児童を対象に遊びや生活の場を通して自主性・社会性・創造性の向上を図り、児童の健全育成を図る。	南大隅町 南大隅町	

	<p>子育て支援特別手当 南大隅町民として出生したこどもの誕生を祝福し、子育て支援特別手当を支給する。</p>	南大隅町	
	<p>乳幼児医療費助成（事務費・扶助費） 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。</p>	南大隅町	
	<p>子ども医療費助成（事務費・扶助費） 小学生から高校生までの町民を対象に医療費を助成し、子育て世代の経済的負担を軽減する。</p>	南大隅町	
	<p>延長保育事業 保育時間の延長が必要な家庭を支援するために、延長保育を実施し仕事及び保育の両立支援を図る。</p>	南大隅町	
	<p>一時預かり事業 子育ての負担を一時的に緩和することで家庭の支援を図る。</p>	南大隅町	
	<p>病後児保育事業 病後回復期にある園児を保育所で預かり、安心して子育てができる支援を行う。</p>	南大隅町	
	<p>子どものための教育・保育給付費事業 保育所入所児童の保護者負担金を軽減し、子育て世代の経済的負担を軽減する。</p>	南大隅町	
高齢者・障害者 福祉	<p>食の自立支援事業 食事の確保が困難な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善を図るとともに安否の確認を行う。</p>	南大隅町	
	<p>地域型在宅介護支援センター運営事業 高齢者の在宅介護に関する相談を受け、</p>	南大隅町	

	<p>情報提供、総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、日常生活に支援が必要な方へ訪問支援を行う。</p> <p>老人クラブ助成事業 高齢者自らが生きがいを持ち、健康づくりや社会貢献を推進するための支援を行う。</p>	南大隅町	
(9) その他	<p>シルバー人材センター支援事業 家族介護用品支給事業 敬老金支給事業</p>	<p>南大隅町 南大隅町 南大隅町</p>	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。



1. 現況と問題点

住民が地域社会で安心できる社会生活を営むためには、いつでもどこでも安心して必要な医療が受けられる医療的機能を持ち合わせた福祉施設が整備されなければ、年齢とともに不可避的である医療的需要の高まりのために、それらの機能や施設のある地域へ移動を余儀なくされることになる。

本町の医療施設としては、根占地区に個人開業院2か所（うち歯科1）と医療法人1か所がある。佐多地区においては、町立歯科診療所1か所のほか、4か所の町立へき地診療所があるが2か所については医師の出張による診療を行っている状況にある。また、町内医療施設では、診療科目が限られるなど医療供給体制が十分とはいえないなどの問題もあり、一次医療の確保と、二次医療機関への連携により救急医療体制を行っている。今後は人口の自然減による診療所の存続、及びスタッフの確保が危惧される。また、肝属郡医師会立病院は地域の拠点病院ではあるが、近年、深刻な医師不足となっており、住民への安定した医療提供が困難となってきている。

また、大隅半島の南端に位置し小規模な集落が点在するという地理的特徴のために、福祉的事業の取組は他の市町村に比べて経費を増大させるものとなっている。医療的施設となれば、更に経費が増大されるため、そのような施設の集積は、隣接する錦江地区や鹿屋地区に、場合によっては鹿児島地区にまで依存せざるをえない。

さらに、肝属郡医師会立病院については、高齢化が非常に高い本町、錦江町エリアで唯一入院施設が整備されている病院であり、また急性期・回復期を含むケアミックス病院であるとともに、介護老人保健施設が併設された施設でもある。しかし、施設の敷地内は土砂災害（特別）警戒区域に指定されたため、危険区域内に立地していることや病棟については昭和56年の開院以来、経年による施設の老朽化が著しく、地域医療の環境の変化により、求められている医療機能の提供が困難な状況となりつつあるため、施設や診療機能、付帯施設などの再整備が喫緊の課題となっている。また、南隅地域の開業医の高齢化もあり、閉院を見据えた地域医療体制の整備は、地域住民が安心・安全に医療の提供を受けるために、必要不可欠な課題である。

国民健康保険や後期高齢者医療制度における医療費については、生活習慣病などの治療のため増加の一途を辿っている状況である。生活習慣病等予防のためには、乳幼児期からの継続した健康増進・保健対策の展開が必要となっている。

2. その対策

日常生活での健康管理の普及、定期的な検診等の保健活動の充実など、住民に対して予防医療の充実を図る。さらに病気の早期発見、早期治療のために各種検診の受診率及び精密検査受診のより一層の向上を目指す。また、二次保健医療圏の医師会立病院などの医療施設等との連携を図りながら、急

病人に対応できる夜間、休日に交代で開院する在宅当番医制、並びに本町を含む大隅4市5町の重症救急患者に対する医療を確保するため、二次救急医療体制整備事業への支援を行い、医療体制の強化を努めている。初期救急医療機関である大隅広域夜間急病センターは、夜間時に緊急性の高い患者の診療を目的とされており、本町においても幅広い年齢層で受診されている。夜間診療の脆弱な地域においては地域住民が安心して医療を受けられる施設であることから、構成自治体と連携を図り支援を行う。また、救急告示病院は救急隊により搬送される傷病者を担う医療機関であることから、高齢化率の高い地域にとっては、地域住民の安心安全の確保が必要であるため、医療機関への支援を行い、受入れ態勢の整備を行う。

今後も、十分な診療機会の確保に努めるとともに、救急医療体制の整備を促進し、併せてへき地診療の機会の充実に努め、安心して必要な医療を受けられる医療体制の確立及び医療施設等の充実に努めるとともに、医師招へい事業を推進し、拠点病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。

肝属郡医師会立病院の再整備については、具体的な整備計画を検討するため、錦江町と関係機関、有識者、住民代表で構成される検討委員会を設置し、高齢化率の増加や将来の人口減少など考慮し、地域に適した医療機関としての施設並びに付帯施設、診療体制の再編などを織り込む基本計画策定に関する支援を行う。基本計画策定については、将来の地域医療を見据えた計画であり、医療の脆弱化が懸念され、また、高齢化が急進する本地域にあっては非常に重要な役割を担う施設であることから、基本計画を基に再整備される新たな施設に関する支援についても両町協議の上、行っていく。

また、町民自らが自分自身及び家族の健康状態を自覚し改善を促進するため、健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など健康増進の各種事業について、町民が利用しやすい体制づくりに努める。

さらに、感染症予防対策については、予防接種法並びに定期接種実施要領に基づき適正に行うとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策事業についても、適宜行うこととする。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院 診療所	肝属郡医師会立病院建設事業 へき地診療所運営事業	南大隅町・錦江町 南大隅町	
	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 民間病院	救急告示病院助成事業 県知事からの告示を受けた医療機関（肝属郡医師会立病院）で、休日、夜間における重症救急患者の入院治療を行う。	肝属郡医師会	

		<p>在宅当番医制委託事業 肝属郡医師会に登録した医療機関で休日、夜間に交代で急病人に備える。</p> <p>医師招へい事業 拠点病院である肝属郡医師会立病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。</p> <p>二次救急医療体制整備事業 大隅4市5町の重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療機関への支援を行い、救急医療体制の強化を図る。</p> <p>大隅広域夜間急病センター事業 大隅定住自立圏を構成する3市5町において、地域住民の安全・安心な医療体制を確保するため、鹿屋市が設置する夜間急病センターへの支援を行う。</p> <p>肝属郡医師会立病院再整備事業 地域の拠点病院である肝属郡医師会立病院の再整備に向け、基本構想を踏まえ、地域に適した医療機関としての施設並びに付帯施設、診療体制などの基本計画の策定を行う。</p>	<p>肝属郡医師会</p> <p>肝属郡医師会</p> <p>鹿屋市</p> <p>鹿屋市</p> <p>南大隅町・錦江町</p>	
	(4) その他	<p>各種検診事業 予防対策事業</p> <p>各種検診事業 母子保健事業</p> <p>感染症予防事業</p>	<p>南大隅町</p> <p>南大隅町</p> <p>南大隅町</p>	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療の確保」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第9章 教育の振興



1. 現況と問題点

学校規模の適正化を進めた結果、平成25年4月、小学校2校、中学校2校、幼稚園1園と県立の高校1校となっている。児童生徒数は、令和2年が小学校268人、中学校146人、幼稚園13人で人口減少や少子高齢化の進行により減少している中、少人数の特性を生かし、「個」に応じた学習の充実を図りながら、地域の自然や人材を積極的に活用し、特色ある教育や郷土を愛する心を育てる教育を推進している。

さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒が生きる力を育むことができるようにしている。

学校教育の環境整備については、木造校舎等や屋内運動場等の整備も進められてきたが、経年劣化により校舎や屋内運動場等にひずみや腐食が生じ補修が必要な学校もある。

学校の統廃合により136人の児童生徒が遠距離通学をしており、登下校の安全を保つことや安全な学校づくりを図るため、地域社会全体で見守る体制を確立していく必要がある。

社会教育活動は、中央公民館を中心に山村交流施設、地区集会施設等を利用して生涯学習講座を実施するほか、図書館、B&G施設、国立少年自然の家等を利用した青少年健全育成事業を開催している。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置付けられ、益々活性化が求められており、屋内外運動場や体育施設、学校体育施設開放事業により学校の施設においても運動会や各種大会が行われている。

このような中、町民のニーズに対応した多様な学習の場や機会の提供、身近な地域での講師の確保、リーダーの発掘が必要となる。また、地域や社会全体で青少年の成長を支え、奉仕活動や体験活動を通じて見守る機運の醸成や町民総スポーツを目標に、一人ひとりのライフステージに合ったスポーツができる環境整備が必要である。2023年に延期となった特別国民体育大会及び自転車競技場を活用し、様々な大会の誘致を行い、自転車競技人口の増加や関係人口の拡大を図る。

2. その対策

学校教育では、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を理解していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるよう教育環境や教育体制の諸施策を展開する。

施策として、学年や発達段階に応じた指導内容や指導方法の工夫、「大隅学力向上リーフレット」に本町独自の地域特性を加えたプログラムの作成、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

カー活用事業を進めるとともに、国際化・情報化に適應する能力向上のためにA L T等の活用継続、I C T環境の整備充実、発達や学びの連続性の観点から、幼一小、小一中、中一高における交流や南大隅高等学校存続支援事業を推進する。

安全・安心な教育環境を目指し、学校関連施設については、校舎や屋内運動場等の補修改善に努める。また、児童生徒の安全な登下校を確保するためにスクールガード事業の継続や、スクールバス運行事業を実施する。

社会教育については地区公民館活動の確立と支援を行いながら、町民の誰もが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習推進本部を設置し、関係機関団体との連絡調整を行い学習機会の充実を目指す。また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を進めながら地域の創生を目指す。特に道徳性や社会性、協調性の育成のために南端まちづくり活動やチャレンジスクール事業等を積極的に開催する。

施設整備においては、図書館、体育施設、地区集会施設、廃校施設等の整備補修、スポーツ合宿を推進するため山村交流施設の整備を進め地域全体での有効活用を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興				
	(1) 学校教育 関連施設	小学校校舎整備事業 中学校校舎整備事業 小学校屋内運動場整備事業 中学校屋内運動場整備事業 教職員住宅整備事業 スクールバス整備事業 スクールバス運行事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	校舎			
	屋内運動場			
	教職員住宅			
	スクールバス・ポート			
	(3) 集会施設、 体育施設等	集会施設整備事業 自転車競技場周辺整備事業 社会体育施設整備事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	集会施設			
	体育施設			
	(5) その他	外国語指導助手招致事業（A L T） 学習支援員配置事業 情報電算システム整備事業 南大隅高等学校存続支援事業 青少年健全育成事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「教育の振興」区分における公共施設については、小中学校の統合等に伴い、閉校した学校の跡地・跡施設の効果的な利活用に努めるとともに、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、神山小学校屋内運動場等の現状維持する学校施設については、大規模改修等を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。



1. 現況と問題点

過疎高齢化が進行し、自治組織や地域コミュニティ活動が衰退し、自治会組織の運営も厳しい状況にある地域も見られるようになってきている。

このような中で、自治会組織の再編など地域ごとの様々な課題があり、その取組も多様化している。

これまでは、町や地域で行われるイベントや環境美化活動、青少年の健全育成、防犯・防災活動などにおいて、自治会が一定の役割を担ってきた。

また、地域コミュニティには、地域ごとの文化や歴史、特に高齢者には計り知れない知恵や技が残されており、これらの地域の歴史や文化及び人々の知恵や技を顕在化させ、資源として活用し、地域コミュニティの活性化を図ることが課題である。

さらに、UJIターン希望者などの移住定住を促進するため、時代のニーズに合った施策も必要である。

2. その対策

過疎・高齢化の進行により地域活動が困難になっていることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援する。

また、地区の行事や広報誌等を通じて、あるいはPTAの協力を得ながら、転入者や子育て世代に自治会加入を呼びかけるなど、自治会加入促進の仕組みづくりや町民が主体となって積極的に課題に取り組む組織づくりのため、自治会活動の拠点となる自治振興施設の整備充実や空き家の活用などの住環境整備を図る必要がある。

さらに、特性を活かした地域づくりを推進するために、自治会等が自主的、主体的に計画した地域コミュニティ活動に対して、助成制度を設けるなどの支援を行います。

なお、町民の多様なニーズを把握し、的確に対応できるように、地域担当職員制度の充実を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備				

(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	地区公民館活動助成事業 地区公民館活動に係る補助金を交付する。	南大隅町	
(3) その他	地域振興施設整備事業 スマイル支え合い活動事業補助金 空き家等解体除去事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「集落の整備」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、集落の活動拠点や避難所として利用されていても、施設の老朽化によっては施設の廃止も検討を進めながら、基本的に経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第11章 地域文化の振興等



1. 現況と問題点

根占地区には国指定天然記念物の「ヘゴ北限自生地」をはじめ県指定の「かわごろも」・「久保の田の神」・「諏訪宇都の板碑」また「塩入橋の大楠」など29の町指定文化財がある。佐多地区には国指定文化財では史跡として「佐多旧薬園」、天然記念物として「稲尾岳」・「ソテツ自生地」がある。県指定の無形民俗文化財として「佐多の御崎祭り」があり、「島泊の磨崖仏」をはじめ「郡の古石塔群」・「辺塚の経塚及び供養塔群」「上之園太鼓踊り」「島泊のオギオンサアの嫁入り」の5つが町指定文化財の指定を受けている。

町では、個人や団体に文化財の管理委託或いは伝統芸能等の保存を依頼しているが、少子化・高齢化の影響で伝承者・後継者が少なくなっており地域文化の衰退が懸念されている。

2. その対策

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことはふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであり、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実させることが必要である。

そのために、団体及び個人の成果を発表する場の確保や芸術文化鑑賞の機会の提供や、生涯学習公民館講座から自主グループへ、そして文化協会へと組織を育成し町民の芸術文化活動の底辺を広げることに努める。また、郷土の文化財や伝統文化の歴史的価値を広く町民に知らせ、これまで同様に地域の伝統行事や祭りなど伝統文化の継承のために後継者の育成や伝承活動に対し支援を実施する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等				
	(3) その他	芸術文化活動及び文化財保存事業	南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進



1. 現況と問題点

本町を取り巻く海、山、川等の雄大な自然及びそこに生息する多くの動植物などは、かけがえのない財産であり、こうした自然を将来にわたって引き継いでいくために、自然の保全に重点を置いた環境と共生するまちづくりを進めることが必要である。また同時に、自然資源を農林水産業や観光産業等に活用するとともに、自然エネルギーとして活用するなど、自然資源の保全に十分に配慮した活用を進めることが求められている。

また、本町においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、令和3年7月に「ゼロカーボンシティ」の共同宣言を錦江町・肝付町・南大隅町の3町で実施した。目標を達成するためにも、3町が連携し広域的に取り組む必要がある。

2. その対策

町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、社会基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や風力利用など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を検討していく。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進				
	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電施設整備事業	南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設については、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、民間企業等の持つノウハウや資金の導入等も検討を進めながら、財政負担の軽減とサービス水準の向上を目指し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1. 現況と問題点

過疎・高齢化が進む本町においては、地域活動が困難になってきている自治会等もあり、小規模近隣自治会との再編を検討する気運もないことはないが、再編までは進んでいない。

小学校が統合されてから住民活動の拠点施設となっていた学校跡地についても、今後、有効活用ができるように検討する必要がある。

また、本町でも、各種の交流イベントが開催しているが、集約できるイベントは集約し、広域的に実施できるイベントの開催も視野に入れながら交流人口の増加を図っていく必要がある。

2. その対策

本町では、融和と躍動をテーマに、御神幸・花火大会等夏の一大イベント、夏祭りや・町民の協働による活力に満ちた、ふるさと祭り等の維持・継続を図る。

また、各地域で実施されていたイベントの検証を行い、町民一体感の醸成と融和を図ることができるとイベントの開催や交流人口の増加に結びつく特色あるイベントについて支援を行いながら、地域の自立・活性化のために、町民自らが率先して地域づくりを担っていく人材の育成が求められており、地域担当職員と連携した取組を支援する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
		まつり事業 夏祭り・南大隅ふるさと祭り 固定資産現況調査事業 地籍調査事業 小学校跡地整備事業 本庁舎建設事業 町民駐車場整備事業	実行委員会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、現状維持する施設についても、建替え等の更新時には面積等の削減も検討しながら財政負担の軽減とサービス水準の向上を目指した計画を進め、また、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進住宅取得資金補助事業 本町への移住・定住希望者へ住宅取得に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者・定住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		移住・定住促進事業（旅費補助） 本町への移住・定住希望者が自ら視察のために本町へ訪れた旅費に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 移住・定住希望者への支援のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者・定住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		移住・定住促進事業家賃補助事業 移住者に家賃に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 移住者への支援のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
	地域間交流	空き家等環境整備事業 本町の空き家・空き地バンクに登録することを条件に空き家等の家財道具等の処分に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 定住促進と空き家・空き地バンク充実のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		佐多岬マラソン大会 地域の特性を生かしたスポーツ交流事業のイベントを開催する。	実行委員会	本大会を通じて町内外の交流・関係人口の拡大、観

		<p>【事業の必要性】 交流人口増加のため</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域活性化</p>		光浮揚、健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>ドラゴンボートフェスティバル 地域活性化と交流人口の増大、国際交流、南大隅町の PR を目的に、10人乗りのカヌー競争大会及び町内産品を販売する青空市を開催する。</p> <p>【事業の必要性】 地域活性化、交流人口の促進のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 イベントによる地域活性化及び参加者等による交流人口の増加</p>	実行委員会	地域経済の活性化及び生産・経営意欲の向上、交流・関係人口の拡大を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特別事業 第1次産業	<p>営農指導員設置事業 農業経営の安定化、向上を図るため、営農指導員を配置し、農業生産活動の活性化を促進する。</p> <p>【事業の必要性】 新たな農業担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等のため</p> <p>【見込まれる事業の効果等】 農業の新たな担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等</p>	南大隅町	農業の新たな担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等の本町第一次産業の振興を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
	その他	<p>地産地消フェア 町内農畜産物、水産物、加工品等の即売を行う。</p> <p>【事業の必要性】 町内産品の消費拡大のため</p> <p>【見込まれる事業の効果等】 町内産品の消費拡大</p>	南大隅町	町内特産物の消費拡大を図る目的の事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 情報化	<p>SNS 情報配信事業 情報配信における SNS を活用した情報化を図る。</p> <p>【事業の必要性】 多様性に沿った情報配信、住民が利用しやすい情報化が必要なため</p>	南大隅町	住民への情報共有を図る事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。

		<p>【見込まれる事業効果等】 年代を問わず、使用しやすいデバイスを活用した情報共有と即時性の確保</p>		
		<p>I T 研修事業 行政のデジタル化に应付するため、職員のスキルアップ・人材育成を図る。 【事業の必要性】 地域情報化及び自治体D X の推進に職員の人材育成が必須 【見込まれる事業効果等】 自治体D X や行政手続きのI T 化により人材育成による地域全体の情報化に繋がる</p>	南大隅町	職員の人材育成により地域全体の情報化につながる事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。
	デジタル技術活用	<p>U D デジタル配信事業 情報化において、「誰一人取り残さない」「人に優しい」情報化のためU D フォントや多言語対応を図る。 【事業の必要性】 誰一人取り残さないデジタル化、また情報を伝える取組が必要なため 【見込まれる事業効果等】 自治体D X、地域情報化において多言語対応等による配慮したデジタル化が図られる</p>	南大隅町	ユニバーサルデザインに配慮した情報を伝えるための事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。
		<p>デジタル広報事業 広報業務におけるI T ・デジタル化を図る。 【事業の必要性】 ペーパーレス化やデジタル化の必要性と行政業務の効率化のため 【見込まれる事業効果等】 自治体D X、地域情報化において行政情報をより多様性のある発信が図られる</p>	南大隅町	行政情報の発信の多様性につながる事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	山川・根占航路運航推進事業 薩摩半島と大隅半島の先端部を結ぶ山川・根占航路の安定的運航及び利用促進を図る。 【事業の必要性】 航路の確保 【見込まれる事業効果等】 航路の維持による利便性の向上	運航推進協議会	地域住民の移動手段を確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		生活公共交通確保対策事業 廃止路線代替バスの運行費補助を行う。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果等】 交通空白地・不便地域の解消等	南大隅町	地域住民の移動手段を確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター委託事業 育児に関する相談や情報提供等の業務を委託し、育児支援を図る。 【事業の必要性】 子育ての不安感の緩和 【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進	南大隅町	子育てに対する保護者の不安を緩和するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		放課後児童健全育成事業 昼間、就労による保護者のいない家庭の小学校児童を対象に遊びや生活の場を通して自主性・社会性・創造性の向上を図り、児童の健全育成を図る。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 児童の安心安全及び定住・移住の促進が地域の活性化に繋がる	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、児童の健全育成を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		子育て支援特別手当 南大隅町民として出生したこどもの誕生を祝福し、子育て支援特別手当を支給する。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者負担を緩和	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、子ども数の増加を図るための事業であることから施策の効果が

		<p>【見込まれる事業効果等】 家庭における子育て環境整備に役立つとともに、子を多く持とうとする保護者の増加に寄与</p>		が将来に及ぶ。
		<p>乳幼児医療費助成(事務費・扶助費) 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。</p> <p>【事業の必要性】 乳幼児の健康増進を図り、子育て世代の保護者負担を緩和</p> <p>【見込まれる事業効果等】 乳幼児の健康増進、安心して子育てできる環境づくりに寄与</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、乳幼児の健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>子ども医療費助成(事務費・扶助費) 小学生から高校生までの町民を対象に医療費を助成し、子育て世代の経済的負担を軽減する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の保護者負担を緩和</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子どもの健康促進、育児の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに寄与</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、子どもの健康促進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>延長保育事業 保育時間の延長が必要な家庭を支援するために、延長保育を実施し仕事及び保育の両立支援を図る。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和</p> <p>【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>一時預かり事業 子育ての負担を一時的に緩和することで家庭の支援を図る。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		<p>【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進</p>		
		<p>病後児保育事業 病後回復期にある園児を保育所で預かり、安心して子育てができる支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和</p> <p>【見込まれる事業効果等】 園児や保護者身心の安全の確保及び定住・移住の促進</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>子どものための教育・保育給付費事業 保育所入所児童の保護者負担金を軽減し、子育て世代の経済的負担を軽減する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の経済的負担を緩和</p> <p>【見込まれる事業効果等】 現場の質の向上及び定住・移住の促進</p>	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
	高齢者・障害者福祉	<p>食の自立支援事業 食事の確保が困難な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善を図るとともに安否の確認を行う。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者等の食事の確保と安否確認</p> <p>【見込まれる事業効果等】 高齢者等の食事確保と安否確認がされ、過疎地域における持続的な見守り活動につながるとともに、高齢者等の継続的な自立支援、支援者・親族の負担軽減が図られる</p>	南大隅町	地域における高齢者の福祉を増進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		<p>地域型在宅介護支援センター運営事業 高齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行う。 また、地域の高齢者の実態把握に努め、日常生活に支援が必要な方へ訪問支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 在宅介護が必要な高齢者やその家族が安心して地域生活を送ることができるように、相談など支援体制の充実を図る</p> <p>【見込まれる事業効果等】 支援体制の充実を図ることにより、自立した日常生活・社会生活を促進</p>	南大隅町	地域における高齢者の福祉を増進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>老人クラブ助成事業 高齢者自らが生きがいを持ち、健康づくりや社会貢献を推進するための支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者の生きがいと健康づくりや孤独化防止</p> <p>【見込まれる事業効果等】 高齢者が社会活動に積極的に参加することにより、地域の活性化及び定住促進に繋がる</p>	南大隅町	地域における高齢者の福祉を増進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	<p>救急告示病院助成事業 県知事からの告示を受けた医療機関（肝属郡医師会立病院）で、休日、夜間における重症救急患者の入院治療を行う。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給</p>	肝属郡医師会	地域の重症救急患者の医療の確保のため、県知事の告示を受けている医療機関に対する事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		<p>在宅当番医制委託事業 肝属郡医師会に登録した医療機関で休日、夜間に交代で急病人に備え</p>	肝属郡医師会	南隅地域において唯一、入院施設を備えた医療機

		<p>る。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給</p>		<p>関であるあることから、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するための事業であり、施策の効果が将来に及ぶ。</p>
	その他	<p>医師招へい事業 拠点病院である肝属郡医師会立病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給</p>	肝属郡 医師会	<p>医療体制の脆弱な地域にある拠点病院の医師不足を解消ための事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。</p>
		<p>二次救急医療体制整備事業 大隅4市5町の重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療機関への支援を行い、救急医療体制の強化を図る。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給</p>	鹿屋市	<p>地域の重症救急患者の医療の確保のための事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。</p>
		<p>大隅広域夜間急病センター事業 大隅定住自立圏を構成する3市5町において、地域住民の安心・安全な医療体制を確保するため、鹿屋市が設置する夜間急病センターへの支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給</p>	鹿屋市	<p>夜間、緊急性の高い患者の処置を行うことを目的としており、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するための事業でありことから、施策の効果が将来に及ぶ。</p>
		<p>肝属郡医師会立病院再整備事業 地域の拠点病院である肝属郡医師</p>	南大隅町・ 錦江町	<p>拠点病院である肝属郡医師会立</p>

		<p>会立病院の再整備に向け、基本構想を踏まえ、地域に適した医療機関としての施設並びに付帯施設、診療体制などの基本計画の策定を行う。</p> <p>【事業の必要性】 拠点病院の再整備計画を策定することにより、地域に即した医療体制の確保を図るため</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域医療の拠点病院の再整備による、過疎、高齢化地域における医療体制の確立</p>		<p>病院を再整備することにより、地域の実情に適した医療提供を行うことで、住民の安心・安全な暮らしを確保する事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。</p>
9 集落の整備	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>集落整備</p>	<p>地区公民館活動助成事業</p> <p>地区公民館活動に係る補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 公民館活動への支援のため</p> <p>【見込まれる事業効果】 心豊かで潤いに満ちたふるさとづくり</p>	南大隅町	<p>地域公民館の活動を支援し、地域活性化を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。</p>